⑵　名称　合同会社カンブリア
　　住所　東京都中央区日本橋三丁目５番12号吉野ビル４階
⑶　名称　銀行等保有株式取得機構
　　住所　東京都中央区新川２―28―１　新川スクエア４階
⑷　名称　ゲートシッピング株式会社
　　住所　東京都港区南青山一丁目１番１号
⑸　名称　独立行政法人国際協力機構
　　住所　東京都千代田区二番町５―25二番町センタービル
⑹　名称　三愛株式会社
　　住所　東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号渋谷マークシティ　ウェスト二十二階
⑺　名称　合同会社ジー・イー・キャピタル・ファンディング
　　住所　東京都港区赤坂五丁目２番20号
⑻　名称　双日株式会社
　　住所　東京都港区赤坂６―１―20
⑼　名称　東京急行電鉄株式会社
　　住所　東京都渋谷区南平台町五番六号
⑽　名称　株式会社ドリームインキュベータ
　　住所　東京都目黒区上目黒二丁目１番１号
⑾　名称　合同会社南青山不動産
　　住所　東京都港区南青山３―８―37
⑿　名称　有楽土地株式会社
　　住所　東京都中央区京橋三丁目13番１号
⒀　名称　株式会社レノ
　　住所　東京都港区南青山３―８―37　第２宮忠ビル８Ｆ
⒁　名称　ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド
　　住所　英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ１、私書箱3140
⒂　名称　ダズボグ・ホールディングス・エーエフシー・リミテッド
　　住所　キプロス、ニコシア　1082　アギオイ・オモロギテス、16　イーグルハウス10Ｆ　キリアク・マツィ
⒃　名称　リブラ・エー・リミテッド
　　住所　英領西インド諸島、ケイマン諸島、ＫＹ１―1102、グランド・ケイマン、クイーンズゲート・ハウス、私書箱1093
⒄　名称　飴　　久晴
　　住所　富山県富山市長江東町２―７―８
⒅　名称　小柴　正浩
　　住所　神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡２―10―18
⒆　名称　佐藤　俊和
　　住所　東京都新宿区高田馬場４―35―２
⒇　名称　野口　真人
　　住所　東京都目黒区中目黒３丁目16番７号エバグリーンガーデン２Ａ
(21)　名称　長谷川　浩
　　住所　福岡県福岡市南区長住５―３―13
(22)　名称　藤澤　信義
　　住所　東京都港区六本木一丁目５番３号泉ガーデンレジデンス2307号
(23)　名称　三浦　恵美
　　住所　東京都港区海岸１―１―１―4214
(24)　名称　山中　孝一
　　住所　神奈川県横浜市戸塚区上倉田町1242―７
(25)　名称　いちごグループホールディングス株式会社
　　住所　東京都千代田区内幸町一丁目１番１号
(26)　名称　インターキャピタルインベストメント株式会社
　　住所　東京都港区虎ノ門四丁目３番20号
(27)　名称　ゴールドマン・サックス・クレディット・パートナーズ株式会社
　　住所　東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー
(28)　名称　日本橋インベストメント株式会社
　　住所　東京都中央区銀座１―６―11土志田ビルディング３階
(29)　名称　ユーロハイポ・ジャパン株式会社
　　住所　東京都港区愛宕２―５―１　愛宕グリーンヒルズ　ＭＯＲＩタワー40階
(30)　名称　朝日新聞厚生年金基金
　　住所　東京都中央区築地５丁目３番２号
(31)　名称　神奈川県乗用自動車厚生年金基金
　　住所　神奈川県横浜市中区尾上町４―47リスト関内ビル６Ｆ
(32)　名称　クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド
　　住所　英国　ロンドン　Ｅ14　４ＱＪ　ワン・カボット・スクエア
(33)　名称　クレディ・スイス（ホンコン）リミテッド
　　住所　香港、セントラル、チャターロード18、アレクサンドラハウス６階
(34)　名称　プルデンシャル・アセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド
　　住所　シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、＃32―10、マリーナ・ベイ・フィナンシャルセンター・タワー２
(35)　名称　クレディ・スイス
　　住所　スイス連邦、チューリッヒ、8001、パラデプラッツ８番地
(36)　名称　クレディ・スイス・インターナショナル
　　住所　英国　ロンドン　Ｅ14　４ＱＪ　ワン・カボット・スクエア

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成23年６月１日から平成25年５月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成 23 年５月 31 日

金融庁長官　三國谷勝範

所在地の変更のあった者

名称　ダヴィンチ・ホールディングス

変更後の所在地　東京都港区六本木六丁目10番１号

有権者申出方

元当局所属公証人山口一誠の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成 23 年５月 31 日　　東京法務局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成23年４月30日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 23 年５月 31 日　　財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年４月30日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	0	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	847	